

令和2年第1回（3月）定例町議会

（第4日 3月13日）

令和2年第1回（3月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第4号）

令和2年3月13日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第19号 令和2年度 西伊豆町一般会計予算について
- 日程第 2 議案第20号 令和2年度 西伊豆町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第21号 令和2年度 西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 4 議案第22号 令和2年度 西伊豆町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 5 議案第23号 令和2年度 西伊豆町水道事業会計予算について
- 日程第 6 議案第24号 令和2年度 西伊豆町温泉事業会計予算について
- 日程第 7 同意第 1号 西伊豆町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 8 議案第25号 令和元年度 安良里地区津波避難タワー及び防火水槽建設工事請負契約の締結について
- 日程第 9 同意第 2号 西伊豆町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合について
- 日程第10 同意第 3号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 4号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 5号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 6号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 7号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第 8号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第 9号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第10号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第11号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第12号 西伊豆町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 発議第 1号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書（案）
- 日程第21 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	堤	豊	君	3番	山本	智之	君
4番	芹澤	孝	君	5番	高橋	敬治	君
6番	加藤	勇	君	7番	山田	厚司	君
8番	西島	繁樹	君	9番	堤	和夫	君
10番	山本	榮	君	11番	増山	勇	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野	淨晋	君	副町長	椿	隆史	君
教育長	清野	裕章	君	総務課長	佐久間	明成	君
まちづくり課長	大谷	きよみ	君	窓口税務課長	真野	隆弘	君
健康福祉課長	白石	洋巳	君	産業建設課長	松本	正人	君
防災課長	長島	司	君	環境課長	鈴木	昇生	君
会計課長	森	健	君	企業課長	村松	圭吾	君
教育委員会 事務局長	高木	光一	君				

職務のため出席した者

議会事務局長 山本法正 書記 山本征司

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会報告

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○議会運営委員長（加藤 勇君） 議会運営委員会から報告をいたします。本日の議事日程には記載がされておりますが、同意第2号から、同意第12号までの追加提案があり、本日議会運営委員会を開催いたしまして、提案を認めることに決定しましたので、ご報告を申し上げます。

以上です。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎説明の訂正

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 企業課より議案第23号令和2年度西伊豆町水道事業会計予算につきまして、記載内容に誤りがありましたので、2点ほど訂正をお願いします。令和2年度西伊豆町一般会計特別会計予算書の211ページをお開きください。令和2年度西伊豆町水道事業会計予算、第2条（第5）主な改良事業等の（イ）先川・野畑更新用ポンプ等製作工事（仁科地区）の製作工事を設置工事に訂正をお願いします。製作工事を設置工事に訂正をお願いします。

そしてもう1点ですが、今度は続きまして237ページをお願いします。給与費明細書、3会計年度任用企業職員、こちらの報酬及び手当の金額に誤りがありました。こちらはすでにお手元にお配りさせていただいております給与費明細書との差し替えをお願いします。

以上、企業課の訂正箇所となります。ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

◎議案第19号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第1、議案第19号 令和2年度西伊豆町一般会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

6番、加藤勇君。

〔第1常任委員長 加藤勇君登壇〕

○第1常任委員長（加藤 勇君） 令和2年度西伊豆町一般会計予算案に対する第1常任委員長報告。

議案第19号 令和2年度西伊豆町一般会計予算は、3月5日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。議会会議規則第71条の規定により、第1・第2常任委員会連合審査会を3月5日及び6日に、町長、副町長、教育長及び関係課長、局長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

令和2年度西伊豆町一般会計予算の総額は69億円で、前年度予算額と比べて10億3,600万円の増となりました。

歳入を見ますと、自主財源は34億1,537万4,000円を見込んでおり、前年度と比べて11億7,132万円の増となっています。

主な財源としては、町税が3,020万9,000円減の8億5,008万8,000円、ふるさと応援寄附金などの寄附金が前年度と比べて7億2万9,000円増の10億13万3,000円、ふるさと応援基金繰入金などの繰入金が5億179万6,000円増の13億4,112万3,000円となっています。

また、依存財源は34億8,462万6,000円を見込んでおり、前年度と比べて1億3,532万円の減となっています。

主な財源としては、地方交付税が3,000万円減の22億円、国・県支出金は津波避難施設整備事業や橋梁長寿命化対策事業、田子安良里線法面改修事業などにより、国庫支出金が122万円増の4億7,276万4,000円、県支出金が8,685万9,000円減の3億3,538万2,000円となっていま

す。

歳出を性質別に見ますと、人件費などの義務的経費を含めた経常的経費が44億7,161万1,000円で、前年度に比べて3億9,236万7,000円の増となっています。

投資的経費は8億1,970万9,000円で、前年度に比べて7,736万3,000円の減となっています。主な要因としては、普通建設事業費のうち、産地直売所整備事業の皆減や、津波避難施設整備事業の減などによります。

審査会では、各担当課長、局長より歳入歳出の説明を受けた後、質疑を行いました。

主な質疑は、以下のとおりです。

- 1 質疑 街灯関係電気料地区負担金114万5,000円は、各区の区費等で賄われているが負担が大変になっている。

ふるさと応援寄付金を活用して、負担金なしにはできないか。

回答 議会の同意が得られて債券運用額を増やすことができれば、その運用収益で対応することは可能と考えます。

負担金がなくなることで新設要望が増えることを懸念しています。

- 2 質疑 文教施設等整備に係る国・県の補助金はないのか。

回答 令和2年度はありませんが、事業全体で8億円程度を見込んでいます。

- 3 質疑 自主運行バス大沢里線の運行便数減るのに、自主運行バス事業補助金があまり減らない理由は。

回答 西伊豆町の自主運行バスを運行しているバス会社が、令和2年4月1日に伊豆半島内の関連会社4社と統合し1社となります。

運行経費等の見直しを行った結果、1キロ当たりの経費は高くなり、補助金も増額となりますが、土日祝日の便を6便から2便に減便することによる経費削減を行うことで、大きな差は生じませんでした。

- 4 質疑 若年がん患者等支援事業補助金の内容は。

回答 がん患者を対象に、補装具や医療用ウィッグ等の購入費に補助します。

- 5 質疑 空き家入居者支援事業の内容は。

回答 移住定住促進事業として、住宅改修工事費用の2分の1若しくは50万円のどちらか少ない額と、空き家の家財処分として処分費の5分の4若しくは10万円のどちらか少ない額の補助となります。

- 6 質疑 運転経歴証明書申請助成金の内容は。

回答 65歳以上の方で運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を申請する方の申請料1,100円/一人あたりを助成します。

70歳以上の高齢者で交通費助成金の対象にもなります。

- 7 質疑 社会福祉協議会が使用中の健康センターは、台風時等の避難施設として使用されているが、雨戸もなく雨漏り箇所もあるが改修はしないか。

回答 早急に対処します。

- 8 質疑 地域医療ネットワーク基盤整備事業の内容は。

回答 二次救急病院、西伊豆健育病院・下田メディカルセンターなどと三次救急病院、順天堂病院とで、画像送信による治療の指導や救急搬送での事前の対応を可能とするものです。

- 9 質疑 町有林間伐業務で作業道を整備するが、間伐材は搬出するのか。

回答 搬出を行い、売却できるものは売却したいです。

- 10 質疑 堂ヶ島天窓洞詳細点検業務委託の内容は。

回答 堂ヶ島火祭りの花火打ち上げの振動により、壁面の剥離等が懸念されるので、花火打ち上げ時に影響を調査するものです。

- 11 質疑 防災対策の被災者生活再建支援システム導入業務委託の内容は。

回答 災害発生時において災害救助法等の適用を受ける場合には、町内で一定の滅失世帯数があるかなどの確認作業が必要ですが、様々な災害対応で職員数の不足により迅速な被害調査ができないことが想定されるため導入したいものです。

システム導入により、他市町からの支援を受けやすくなり、他市町に被害が発生した場合でも支援がしやすくなり、効率的な事務処理が可能になります。

- 12 質疑 防災施設のテレビ会議システム導入業務委託の内容は。

回答 災害時に県や各市町の災害対策本部をネットワークで結ぶテレビ会議システムを導入し、災害時の被害状況、避難状況の収集や把握、気象状況の共有などを円滑にすることで、災害対応の意思疎通を迅速に行えるようにするものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（山本智之君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第19号 令和2年度西伊豆町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第2、議案第20号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1 常任委員長、加藤勇君。

〔第1 常任委員長 加藤勇君登壇〕

○第1 常任委員長（加藤 勇君） 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算案に対する第1 常任委員長報告。

議案第20号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算は、3月5日の本会議において、第1 常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3月9日に町長、窓口税務課長、健康福祉課長、医療保険係長、介護保険係

長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

令和2年2月1日現在の国民健康保険加入人員は2,338人で、前年同時期と比べ145人の減となっています。

令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算の総額は12億4,500万円で、前年度予算額と比べて1,100万円の減となっています。

歳入は、国民健康保険税1億5,870万6,000円、県支出金9億4,226万3,000円、繰入金1億3,296万9,000円が主なものとなっています。

歳出は、保険給付費9億2,605万2,000円、国民健康保険事業費納付金2億5,399万8,000円、保健事業費2,099万5,000円が主なものとなっています。

なお、令和元年度末の国民健康保険事業基金の残高見込みは、約3億7,550万円となっています。

主な質疑は、以下のとおりです。

1 質疑 国保加入者は2月1日現在で2,338人で、前年同時期と比較すると145人減とのことだが、減少傾向は何年も続いているのか。

回答 毎年100人から150人位くらい減っている傾向が続いています。

2 質疑 加入者減により保険税が減ることになり歳出を締めなければならないが、対応は。

回答 平成30年度から県が運営主体となりましたので、医療費に係る経費は県が交付金で対応します。

3 質疑 一般被保険者療養給付費の入院に係わる支出の1位は統合失聴とあるが、統合失調症とはどのような病気なのか。

回答 精神の病気で、うつ病・アルコール依存症・強迫性障害など多岐に渡っております。

4 質疑 保健指導事業等業務委託の内容は。

回答 特定検診の未受信者に対して、受診勧奨等を進めるための事業を委託し、受診率の向上に努めるものです。

5 質疑 新規事業の脳ドック受診助成費の内容は。

回答 特定健診及び若年者健診受診者を対象に1万5,000円を助成するもので、20歳以上の方で人間ドックか脳ドックかのどちらかになります。

6 質疑 国保運営協議会委員に対して、国保財政の改正について理解してもらう対策は。

回答 県下の国保1人当たり医療費・調定額・納付金額の比較、県下の課税状況、保険税の資産割を廃止する必要性や国保加入者への影響、収支決算の流れや基金状況などについて説明し理解をいただきました。

討論では、反対討論、賛成討論がありました。

採決の結果、可否同数となりましたので、委員長採決により可決するものと決しました。

よって、当委員会は、原案を可決することに決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（山本智之君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 私は反対の立場から意見を述べさせていただきます。1として、この保険料が上がる人、下がる人がいる。上がる人の割合のほうが多いというこの被保険者に対して、不公平感を醸成する改正になる保険料徴収はすべきではないと。2番として、賦課割合を県下統一というのは理想でありますけど、現時点では全く時期が示されておらず、標準保険税率のみを示し、あくまでもこれは保険税率は町に委ね、決めることは町に委ねております。今回3・3・2の賦課方式には賛成いたしますけど、所得割、平等割、均等割を細かく調整することで、被保険者の保険料は現状維持、またはそれ以下にすべきであると思います。

3として、平成28年度に1億円の基金を積立をし、3億4,000万円としたわけです。これによって保険給付費が毎年2.5パーセント上がっても、38年度まではカバーできるという計画でありました。しかし現状は毎年給付費は下っています。このような状態で保険料を上げる人のほうが多いというのは納得できない。従って保険料は現状維持、以下としても十分に持ちこたえられると思います。

そしてまた、ここの委員長の説明の中で言及しておられましたけど、静岡県は、当町の一人当たりの保険料調定額は県下で2番目に低いとしていますけど、これによって当町のもっ

と上げてもいいんじゃないかというようなことを勘違いする方もいると思いますけど、これは国保加入者一人当たりの平均であって、各市町保険税率が違うので、これを比較するのは間違いです。

しかし高齢化県下の当町で当然一人当たりの保険料は安くなります。当町の場合、国保財政を支えているのは、高齢者が多く、また無職の人が多し。所得の多い自営業者なども多くなく、結果所得水準が低くなるので、保険収入は当然低くなります。

尚且つ所得の低い人には、平等割から2割から8割の軽減措置があるので、保険総収入は尚且つ下がるということになります。所得水準が低くても、平均的な課税割合とするから保険税率は、保険料は、保険総収は上がらないわけですが、保険総収は上がらなくてもここで高齢者が多いということで、当町の場合、前期高齢者交付金を多くもらってカバーしているわけです。これによって国保財政は赤字にならずにバランスを取っているということです。

しかし、軽減の特典にあずからない人は、保険料は平均的税率であるから少しも安いと思わない。所得水準が低いのでむしろ重いと感じている。従ってこの分母を、被保険者として分子を以上のような分子とすれば、一人当たりの保険料は当然安くなるということです。以上のようなことで私は、国保財政の予算には反対いたします。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 国保の保険税の計算方法については、所得割、資産割、均等割等があることは、ご承知のとおりであると思います。近年においては、資産割をなくし、所得割、均等割で算出するという計算方法が主流であり、我が西伊豆町においても、この資産割をなくするという方法が妥当であるではないかという見解で、個々の運営委員会にも諮られて、この方法が妥当であるというふうな見解で、そういった方法を採用してくれという答申を得ております。また国保に関しては、先ほどもいろいろと話が出ておりますけども、広域での運営、県単位での運営が決まっており、県からの国保の算出、税の算出が決った際には、県からの保険税のこういった税率で算出しますよという税率が出てきます。それに合わせて各市町がその税率に合わせて、国保税を納めなければならない。そういった事態が生じてきます。

その時に、県の出してきた税率と各市町の今までの税率とすごいアンバランスがあつては、各住民が、今まで納めてきた保険税との間に、アンバランスが生じてはいけません。そういっ

たことで各市町の保険担当の職員が、今から準備を始める。そのアンバランスを少しでも少なくしようとして、努力しているということは皆さんも承知だろうと思っております。今回の一連の決定は、それに当たるものだというふうに理解しております。以上をもって本案に賛成をします。

以上です。

○議長（山本智之君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第20号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第21号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第3、議案第21号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、加藤勇君。

〔第1常任委員長 加藤勇君登壇〕

○第1常任委員長（加藤 勇君） 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算案に対する第1常任委員長報告。

議案21号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、3月5日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3月9日に町長、窓口税務課長、健康福祉課長、医療保険係長、介護保険係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

令和2年2月1日現在の加入者は2,175人で、前年同期と比べ14人減少しています。

令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の総額は3億150万円で、前年度予算額と比べて660万円の増となっています。

歳入は、保険料1億1,123万4,000円、一般会計繰入金1億8,992万4,000円が主なものとなっています。

歳出は、総務費250万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億9,861万円が主なものとなっています。

質疑は以下のとおりです。

- 1 質疑 広域連合にて精算により返還金が生じた場合に、一般会計繰出金で一般会計に返しているが、返さないで特別会計の繰越金に出来ないか。

回答 前年度に、一般会計繰入金の事務費繰入金及び療養給付費繰入金として一般会計から繰入れされた額を、広域連合納付金の事務費負担金及び療養給付費負担金にて広域連合に支出したのに対し、精算により返還金が生じた場合に、広域連合から過年度返還金として歳入されるため、これと同額を一般会計に繰出すこととなります。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（山本智之君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第21号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第4、議案第22号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1 常任委員長、加藤勇君。

[第1 常任委員長 加藤勇君登壇]

○第1 常任委員長（加藤 勇君） 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算案に対する第1 常任委員長報告。

議案22号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算は、3月5日の本会議において、第1 常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3月9日に、町長・窓口税務課長・健康福祉課長・医療保険係長・介護保険係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算の総額は、14億9,800万円で、前年度予算額と比べて3,600万円の減となっています。

歳入は、保険料2億9,525万円、国庫支出金3億6,112万5,000円、支払基金交付金3億8,552万9,000円、県支出金2億1,222万3,000円、繰入金2億4,342万9,000円が主なものとなっています。

歳出は、総務費3,987万1,000円、保険給付費13億8,615万5,000円、地域支援事業費6,851万8,000円が主なものとなっています。

なお、令和2年1月1日現在の介護認定者数の状況は、要支援者127人、要介護者541人で合計668人となり、前年同時期と比べ36人の減となっています。

また、令和元年度の介護給付等支払準備基金の残高見込みは、約1億1,150万円となっています。

主な質疑は、以下のとおりです。

- 1 質疑 国庫支出金の保険者機能強化推進交付金200万円の内容と県下での順位は。
回答 国が高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化について、どれだけ実施しているかにより、インセンティブとして交付されるもので、順位は県下35市町のうち26位です。
- 2 質疑 地域おこし協力隊員が行っている訪問リハビリへのサービス利用者数は。
回答 9名です。
- 3 質疑 今後対象が増えるのか。
回答 メインは予防教室ですので介護予防教室・運動教室などの実施により増減はわかりません。
- 4 質疑 高齢者の機能が落ち、リハビリなどで機能回復した場合、その後の対策は。
回答 介護教室・予防教室などに参加していただき、現状維持から生活の向上に繋がればと考えます。
地域の方がボランティアで予防教室などを開催できるようにリーダー養成講座を開催し、受け皿を多くする取り組みを行っています。
- 5 質疑 令和2年度地域支援事業費の総合事業の原則上限額割合は予算の何パーセントですか。
回答 199パーセントです。
- 6 質疑 総合事業は、平成29年度から開始しているので、上限額に対する割合がそんなに大きくなるはずがないのではないかと。
回答 原則上限額の算定方式ですが、事業開始年度の前年度にあたる平成28年度の予防給付のうち、訪問・通所・予防支援の合計額と介護予防事業を合わせた金額に、直近3ヶ年の75歳以上の高齢者の伸び率等を乗じ算出しておりますので、原則、上限額については年度ごとに大きく変動するものではありません。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（山本智之君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 昨年同時期と比べて、介護認定者の数が、36人減となっていると。これは介護あるいは予防教室ですね、こういうものの成果であれば問題ないんで、非常にいいことだなと思うんですけども、今月の「広報にしいず」でしたか。これに町長の「チョット聞きたいがだけんど！」の中に、介護認定審査会等の町長の見解が載ってました。これについては、相当私のところにクレームが来ています。町長は現場を理解していない。特にケアマネさん、あるいは実際にそういう申請をしたい方、これが窓口に行くと、非常に対応が後ろ向きであると。松崎町なんかに比べて西伊豆町というのは、これを使わせないために担当が非常に奔走しているという極論まで言う方がおります。こういうことについての質疑は出なかったんでしょうか。

○議長（山本智之君） 第1常任委員長、加藤勇君。

○第1常任委員長（加藤 勇君） 議員言われるような質疑についてはありませんでした。

○議長（山本智之君） ほかに、質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第22号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時18分

◎議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、議案第23号 令和2年度西伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、堤豊君。

〔第2常任委員長 堤 豊君登壇〕

○第2常任委員長（堤 豊君） それでは令和2年度西伊豆町水道事業会計予算案に対する常任委員長報告をさせていただきます。

議案第23号 令和2年度西伊豆町水道事業会計予算は、3月5日の本会議において、第2常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3月9日に副町長・企業課長・業務係長・水道温泉係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

令和2年度西伊豆町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出は、収入が2億1,796万8,000円で、前年度と比べて370万1,000円の減額、支出は2億432万2,000円で、前年度と比べて384万9,000円の増額となっています。

資本的収入及び支出は、収入は、他会計からの繰入金350万円、国庫補助金2,457万9,000円などで合計2,808万1,000円となっています。

支出は、建設改良費で、先川・野畑更新用ポンプ等設置工事、配水池廃止に伴う管網計算業務委託、配水池耐震診断業務委託など9,427万5,000円、企業債償還金709万4,000円、予備費600万円で、合計1億736万9,000円となっています。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,928万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額849万8,000円、過年度分損益勘定留保資金4,257万5,000円、当年度分損益勘定留保資金882万4,000円、建設改良積立金取り崩し額1,939万1,000円で補てんする内容となっています。

主な質疑は、以下のとおりです。

1 質疑 水道工事指定業者の登録数は。

回答 登録されているのは、町外の業者を含めると41業者です。

そのうち町内の業者は20業者ですが、実際にメーター器などを取り扱いしているのは13業者になります。

2 質疑 一色地区の石綿管撤去・布設工事の予定は。

回答 来年度、県道若しくは町有地への布設替えを検討していきます。県道に布設する場合は、土木事務所との協議が必要となります。

令和3年度に着工する予定です。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、報告します。

○議長（山本智之君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） この委員長報告の中でメーターの件についてですけど、20業者いて実際13業者しかメーターを取り扱ってないということなんですけど、これはどういうことなんですか。

○議長（山本智之君） 第2常任委員長、堤豊君。

○第2常任委員長（堤 豊君） その質疑に関しては、質問がありませんでしたので、お答えできません。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第23号 令和2年度西伊豆町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 休憩していただけますか。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時29分

◎議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。日程第6、議案第24号 令和2年度西伊豆町温泉事業会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、堤豊君。

〔第2常任委員長 堤 豊君登壇〕

○第2常任委員長（堤 豊君） それでは令和2年度西伊豆町温泉事業会計予算案に対する常任委員長報告をいたします。

議案第24号令和2年度西伊豆町温泉事業会計予算は、3月5日の本会議において、第2常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3月9日に副町長・企業課長・業務係長・水道温泉係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

令和2年度西伊豆町温泉事業会計予算は、収益的収入及び支出は、収入が9,068万5,000円で、前年度と比べて90万2,000円の増額、支出は8,605万9,000円で、前年度予算額と比べて74万3,000円の増額となっています。

資本的収入及び支出は、収入は2,000円で科目存置となっています。

支出は、建設改良費においては、堂ヶ島温泉副配湯所配湯ポンプインバータ制御工事、温泉事業経営戦略策定業務委託などで3,134万7,000円、予備費200万円など合計3,334万9,000円となっています。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,334万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額284万8,000円、過年度分損益勘定留保資金3,049万9,000円で補てんする内容となっています。

主な質疑は、以下のとおりです。

1 質疑 温泉事業経営戦略策定業務委託の内容と計画期間は。

回答 温泉事業の現状分析や課題を整理し、将来の事業環境を予測することで目標を設定し、それに伴う投資・財政計画を策定していきます。

また、今後の老朽管布設替えや施設の耐震化等も検討してまいります。

計画期間は30年間ですが、数年毎に検証・見直しをしてまいります。

2 質疑 飲泉所を見直して、足場を設置しては。

回答 飲泉所は役場の前に設置してあり、利用者が少ないのは認識していますが、現在はシンボリックな存在となっています。今後、廃止を含め検討したいと思っております。

足湯の設置については、供給する側ですので、温泉事業会計では考えていません。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（山本智之君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第24号 令和2年度西伊豆町温泉事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第7、同意第1号 西伊豆町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 同意第1号 西伊豆町教育委員会教育長の任命について

下記の者を西伊豆町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 西伊豆町一色478番地

氏 名 鈴木秀輝

生年月日 昭和30年 8 月30日

令和2年3月3日提出

西伊豆町長 星野浄晋

この同意の提案理由につきましては、現清野教育長が令和2年4月27日をもちまして任期満了となるために、新たに令和2年4月28日から令和5年4月27日の任期で新たな教育長を任命したいものでございます。

よろしくご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ただ単に任期満了になったからといって、交代というわけではないと思うんですけど、そのへんはどうなんですか。任期満了になったから交代というか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 教育長の任命権者は数年前から当局側に移りまして、3年の任期ということが決まっております。当然任期満了になれば同じ方にもう一度お願いをするのか、新しい方を任命するのか、ということになりますので、今回は新たに鈴木さんをお願いしたいというものでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） この資料の中の、今の現職の件で聞きたいんですけども、一つは中学校非常勤講師、そして教育委員会の教育委員やられていると。人権擁護委員も現在に至るとなっているんですけども、この点については、交代になるんですか。それと、教育委員の場合は補充はどういうふう考えられているのか。その点をお聞かせください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然のことながら、この鈴木秀輝氏につきましては、西伊豆町の教育委員になっていただいておりますので、教育長になることによって教育委員からは外れなければなりません。なった場合には当然のことながら教育委員の補充をしていこうというふう

に思っております。そのほかの役職につきましては、今現時点では教育長になるということが確定しておりませんので、その任につかれています。教育長に就任をされた後には、その任は解いていただかなければ、仕事に支障がでるのかなというふうには考えております。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） その点については、提案する側から代替えというか補充する方というのは、もうすでに内定されているのか。そして人権擁護委員も後継者というのは、決まっているのか。その点だけお聞かせください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この同意が通っておりませんので、敬虔にそういうことをする必要はないのかですね、逆に決まってもいないのに、次の人が決まっているということはおかしな話になるので、この同意が通り次第、速やかにそういった手配というか、お願いにあたりたいというふうに考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。
ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第1号 西伊豆町教育委員会教育長の任命については、これに同意することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、同意第1号は、同意することに決定しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第8、議案第25号 令和元年度安良里地区津波避難タワー及び防火水槽建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第25号 令和元年度安良里地区津波避難タワー及び防火水槽建設工事請負契約の締結について。

令和2年2月27日一般競争入札に付した、令和元年度安良里地区津波避難タワー及び防火水槽建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和元年度
安良里地区津波避難タワー及び防火水槽建設工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金 1億5,080万円 |
| 4 契約の相手方 | 静岡県賀茂郡南伊豆町湊320番地の4
長田・丸宇特定建設工事共同企業体
代表者 長田建設工業 株式会社
代表取締役 長田 芳郎 |

令和2年3月13日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） それでは議案第25号についてご説明いたします。

1 ページおめくりください。議案第25号の説明調書となります。令和元年度安良里地区津

波避難タワー及び防火水槽建設工事請負契約の締結についてです。今回の工事につきましては、津波避難タワー及び防火水槽をそれぞれ1基新設する工事となっております。

1 工事概要

- ・津波避難タワー（P C a P C造）N = 1基
（避難床高さH = 7.0メートル、避難床面積A = 135平方メートル）
- ・階段（鉄骨造り）A = 24平方メートル
- ・防火水槽（鉄筋コンクリート造）V = 39トン（N = 1基）

2 工期

議会の議決の翌日から令和2年10月30日までです。

1枚おめくりください。2ページです。

建設工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

3ページをご覧ください。

資料1です。こちらのほうは、工事の1階平面図でございます。建設箇所は安良里地区の旧安良里診療所跡地になります。中央の赤色の長方形の箇所が津波避難タワーとなります。図面の^{上側}をご覧ください。①、②、③と記載されていますが、各番号の下側に赤線の正方形が3箇所あります。続きまして、図面の^{下側}にも①、②、③とありまして、各番号の^{上側}に同じく赤線の正方形が3箇所あります。上と下6か所の赤線の正方形が柱になります。6本の柱で屋上の避難床を支えます。

5ページの資料3をご覧ください。立面図です。避難タワーを横から見たものです。ご覧のように6本の柱で屋上を支えています。柱や梁はP C a P C造りです。これはプレキャスト、プレストレストコンクリートの略称で、あらかじめ工場で製作したコンクリート部材を現場で組み立て、圧縮する力を加える工法のことです。工事が短期間となり、高強度な構造物となります。

3ページの資料1にお戻りください。津波避難タワーの下側の赤い箇所が階段となります。階段は鉄骨で幅は160センチです。階段を上り、屋上に上がります。

1枚めくって資料2をお願いします。屋上平面図です。屋上は避難床面積が135平方メートルありまして、およそ270名の方が避難できる広さとなっております。この付近の津波浸水深は、1.89メートルと予測されています。屋上の避難床高は7.0メートルとなっております。屋上の右下をご覧ください。避難施設用ソーラー外灯Aとあります。この外灯は夕方から朝の間点灯しています。他の^{みすみ}三角にあるソーラー式センサーライトBは、人感式で人が近づくと

点灯をします。また、階段の中央部にありますソーラー式センサーライトCも人感式で階段部分を照らす役目で設置しました。

続きまして、また3ページの資料1にお戻りください。避難タワーの周囲に青い点線がありますが、これは土留め工事を示しています。

6ページの資料4をご覧ください。土留めの詳細図です。これは資料1の上の②と下の②を結んだ箇所の断面図です。赤く塗られた箇所が土留めです。H鋼を4メートルほどの感覚で地面に6メートル埋めこみ、鋼矢板を横にして土留めとします。現地盤から、2メートル55センチ掘りまして、そこから基礎杭として鋼管杭を4メートル10センチ入れます。杭は全部で37本入ります。杭の上に基礎を造りまして、またもとの地盤まで埋戻しを行います。

3ページの資料1にまたお戻りください。図面中央右側に防火水槽とございますが、鉄筋コンクリート造りの地上式39トン防火水槽1基を設置するものです。防火水槽へは図面下側の町道浜川山本河原線に埋設されている水道本管から送水をいたします。

7ページ資料5をお開きください。防火水槽の断面図です。3ページ資料1のア・イ及びウ・エの断面図となります。基礎の梁や、土間と一体化させることにより、防火水槽本体の強度を強めています。右側のア・イ断面の防火水槽内にある4つの赤い丸は消防用水栓で緊急時にはここから排水をします。避難タワー1階部には、消防車が2台駐車できるよう設計されています。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 6番加藤、議案第25号の1ページ目の中身でお聞きします。契約の方法が一般競争入札ということですが、指名競争入札でできなかったのが1点と、この一般競争入札に応札した業者は何社かお聞きします。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） まず金額的に大きな工事となりまして、今回のこういうのですと町内業者さんだけでは難しいということで、制限付きの一般競争入札といたしました。

応札に応じた業者は全部で3業者となります。

○議長（山本智之君） 加藤勇君、6番。

○6番(加藤 勇君) 制限付きということでしたが、その内容についてお聞きします。

○議長(山本智之君) 産業建設課長。

○産業建設課長(松本正人君) まず共同企業体の代表者となる構成員は建築土木一式工事において県のランクAを取得していることと、それと共同企業体の代表者は静岡県賀茂郡下田市、または伊豆市に主たる営業所を有し、西伊豆町の入札参加資格名簿に登録がされている者です。その他の構成員は、西伊豆町に主たる営業所を有し且つ西伊豆町の入札参加資格者名簿に土木及び建築工事が登録されている者、となっております。

○議長(山本智之君) ほかにございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番(高橋敬治君) それでは、2点聞きます。最初は防火水槽が39トンなんですけども、例えば何年前でしたか、柴のクリスタルパークの所の防火水槽、これもだいたい同じ容量だったんですけども、もうたちまち39トンでは空になると。安良里の防火水槽については、以前地元の議員からもですね、川から、浜川から取る所が非常になんかうまくいってないというようにも聞きましたんで、この39トンをもう少し容量を大きくするという検討はされなかったのでしょうか。これが1点。

それから2点目は、今、加藤議員の質問にもありましたけど、入札公告を読ませていただきますと、今回は期限付きの一般競争入札ということで、入札前に審査がありますということで、公告は出てました。これはホームページも載ってました。該当が3社ということで、この入札方法、本来はどんな手順を踏むか。この2点お願いします。

○議長(山本智之君) 防災課長。

○防災課長(長島 司君) まず1点目の防火水槽の大きさの件でございますけれども、柴の防火水槽に設置されているものについては、そこまで延びている水道の管ですね、大変細くて、手元に資料がないんですけど、たしか40ミリ程度の水道管だったかと思います。今回、布設する防火水槽についてはそこまでの管が75ミリということで、注入する量が違うということで、39トンの防火水槽としました。ちなみに町内では67基ある防火水槽のうち58基が40トン以下というか、39トンクラスの防火水槽として設置をしております。

○議長(山本智之君) 産業建設課長。

○産業建設課長(松本正人君) 入札につきましては、まず入札の広告というものを先行まして、こういう工事を計画していますというので、また入札の資格要件、こんな方がというのを、お知らせをしまして、それでまず入札に参加したいよという方々が応募してきまして、

その方々の書類をチェックしまして、入札の資格があるかないかを確認しまして、それから入札執行というような形になります。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 防火水槽の容量についてはわかりました。2番目ですけども、今の手順ですけども、例えば同じようなこの制限付きの一般競争入札、これを産地直売所、それから仁科浜地区の津波避難タワーの建設工事、これやったと思うんですよ。その時には、この公告の出る前に役場の担当者からいわゆる町内のジョイントを組めるような業者に対して、事前に口頭若しくは電話で連絡があったと。今課長が言ったようにお知らせというか、公告の前のお知らせ、これがあったというんですけども、これは業者にすればジョイントを組む性格上その準備のための期間ということで捉えていたようですけど、今回これの公告の前の事前のお知らせ、つまり今まで電話だとか口頭でやっていたお知らせはやったんでしょうか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 今回そのようなお知らせはしておりません。あくまでも町のホームページ、建通新聞等への情報掲載ということでございます。前回ということではございますが、産地直売所の木造建築にあたりまして町内の建築業者のうち、特に工務店、小規模でございましたので、そういった方々も工事に参加できるようにということを含めて、前回は木造建築という主体の中で町内業者さんのほうへお知らせを出したという経緯がございます。以上です。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今、そういうことですけども、少なくとも例えば2番目の仁科、浜地区ですね、これの時には所謂ジョイント組む西伊豆町の町内業者というのは、これ土木工事業業者なんですよ、案内出してるの。ところが今回は、同じように建築業者と土木業者というふうに書いてあるんですよ。そうなれば、その前回あるいは前々回とやり方を変えるという理由が、今課長の説明では納得できなんですけど。もう一度説明をお願いします。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 特段、発注工事で差をつけるということではございませんが、特に農産物直売所の場合には、町内業者が小規模ということもありまして、なかなか手を上げる機会がございましたので、このためにお知らせを出したということでございます。以上です。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君）　ということは、今の答弁聞いてますけども、直売所ときには皆さんに便宜を図ったんですよと。ところが今回の場合にはこれが当たり前のやりかたですよというふうにするんですけど、そういうふうにとっていいですか。

○議長（山本智之君）　総務課長。

○総務課長（佐久間明成君）　条件付一般競争入札でございますので、議員のご理解のとおりでよろしいと思います。

○議長（山本智之君）　5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君）　確認ですけども、そうすると今回事前にそういう業者、ここでいえば西伊豆町内に主たる営業所を持ち、且つ西伊豆町の入札参加資格者名簿に建築一般若しくは土木工事が登録されている者である、こういう業者に告示の前の事前の連絡はいっさいしていないということによろしいですか。したところとしてない所があるということではなくて、してないという解釈でいいですか。

○議長（山本智之君）　総務課長。

○総務課長（佐久間明成君）　していないというふうに解釈しております。

○議長（山本智之君）　ほかに、ございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君）　防火水槽の資料5を見てください。ア・イの断面ですね、ア・イの断面のところで、給水になるんですか、このボールバルブというふうに四つあるんですけども、これはここから給水取るようになると思うんですけども、上によく見るとマンホールの蓋、今までやっていたようなマンホールの蓋、これもこの防火水槽の上にはあるんですか。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　防火水槽の上にもマンホールがあります。ただ通常時は蓋には鍵がかかっていて、子供たちがもし上に上っていただけで開けられて事故になんかになると大変ですので、通常は蓋で施錠がされているといいましょうか。簡単には開かないようなシステムになっております。資料1のほうをご覧ください。防火水槽の所の左の上部の所に水槽用マンホール600ミリというのがありますけど、これがマンホールの蓋になります。

○議長（山本智之君）　9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君）　これ、もし火事とかあった場合は基本は、下のこのボールバルブここから取るということですか。上へ、マンホールへ鍵がかかっているということは。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 基本、議員がおっしゃったように、基本的には4本あります消火栓用の所から取るような形になります。ただ、ここの部分も施錠といひましようか、特殊な工具みたいなので使って、普通の防火水槽なんかも今は簡単に蓋が取れないようになっているかと思ひます。それと同じような仕組みのマンホールになっていると思ひます。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私も消防離れてもう長いんですけど、それはこの給水の所、ボールバルブの所にポンポンと入るように今の消防自動車はそうになっているんですね。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） ここの消火用水栓、消防用水栓というのは、よくある消火器、消火用の消火栓がございますよね、そこの口と同じようなものがついていますので、通常のホースをそこに入れて水を活用するということになります。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 平面図の所で、商工の施設ですね。これが鉄骨の階段ということになっておりますけども、これを設定するにあたって、近隣の住民とか、様相でいろいろ変わってくると思うんですけども、例えば、避難してくる住民の容態といひますか、歩行してくる速度とか密集してくる密度とか、そういったものにもよっても変わってくると思うんですけども、そういったものをいろいろと勘案してた中で、こういったものが設計してきたのかなというのと、この立体図見ますと真ん中のほうにちょっと踊り場的なものもありますけども、そういったものを含めてこういう設計がなされてきたのかなと思うんですけど、そのへんはどうなんでしょうか。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 階段でございますけど、今回この津波・避難タワーを設計をするにあたりまして、どのようなエリアに住む人たちがここの場所を使用するのかということ、安良里の自治会の会議に参加したりですとか、町民防災会議の中で町民の方に聞いたり、いろいろな調査をしたところであります。タワー側から海側の西側に住む人たちの中で中央公民館であるとか、どん坂に避難する人以外の方はこのタワーを利用したい。逆にタワーからバイパス側に住んでいる方は中田避難地のほうに避難をしたいという意向がありましたので、階段の向きにつきましては西側から登れるような形で設置をするということで、決めました。以上です。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 特に、避難してくる年齢層によりけりですね、階段の勾配とかあるいは幅とか、階段の上げる高さとかそういったものは変わってくると思うんですけど、そういったものを含めて住民の声は反映されていると考えてよろしいということですね。そのへんだけ確認。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 階段の幅については、通常よりも広めを取ってあるということで設計をしております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 入札が終わりましたが、この診療所跡地の地盤調査を前に以前やったと思われるんですが、その結果はどうだったのか。それからこの議会が終わると工事に入るわけですが、近隣住民への説明等どのように考えているのか教えてください。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） ボーリング調査の結果でございますが、ボーリングした結果深さ20.5メートルまで掘り進んだところですが、支持層というのは確認をできませんでした。比較的今回の工事につきましては比較的、支持層が高い場所を使って支持ができるようにということで計算をした結果、杭の先端をG Lマイナス6.65メートルということで、37本の摩擦杭を使って施工することに決めました。摩擦杭を使用する理由なんですけども、あそここの場所自体が、周辺に住宅がすごい多いということで、深い杭を入れると影響が大きいだろうということがございましたので、短い摩擦杭を多く使うことで強度を上げるというような形にしました。

住民の説明につきましては、今後自治会の会議であったりとか、町民防災会議等を通じてですね、またお話のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） その地盤についてはわかりましたけども、近隣の説明会というのが、地区の説明会でなくて、その土地の近隣の住宅に対する説明等はされるのかされないのか、どのように考えているかということです。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 近隣の住宅の方については説明をしますし、工事を施工するにあ

たりまして駐車場を借りたりとか、いろいろ関係する方々もいらっしゃいますので、その方々にも説明をしていきたいと考えております。

○議長（山本智之君） よろしいですか。

ほかに、質疑。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） その近隣住民への説明は、町側がするのか、それとも請負業者が個々にするのか、そのへんの動きはいかがですか。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 町側としましても、周辺の工事をやる時に周辺家屋の影響調査というのを当然やっていかなければならないということもありますので、町側のほうで説明のほうはしていきたいと考えております。それから、工事を当たるに関して、これまでも地域住民の方にも、ある程度の説明はしてきてございますので、引き続き経過報告等を踏まえ、報告のほうはしていきたいと考えております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 資料2ページで質問させていただきます。先ほど山田議員の質問にもちょっと関連するんですけど。今度安良里のほうに建つこの避難の階段の所の部分ですけど、今仁科の目下、まもなく完成すると思うんですけど、その遊び場、ちょうど真ん中の部分が幅が1メートル60センチ、途中の遊び場というんですか、この途中の中間の所が1メートル50センチというんですけど、あの階段の傾斜に対して、その1メートル50センチのあれというのは、やっぱり建築基準法とかで、ああいうものは規格で決まっているんですか。もうすこし広く造ったほうが、せっかく造るんだからと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 建築基準法というよりも、地上部分の高さと、一番何メートル上って行く部分の高さの関係で途中踊り場を設けて、今回の設計となりました。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） もちろん避難して高い所に上っていくんですから当然あれなんですけど。今こういう訴訟社会というんですか、そういうアメリカとかああいうの見たもなんかあると、おいどうなんだ、これだから怪我したとかということで、今そういう社会になったもので、そういうものがしっかり法律に則って、そういうものが全部規格されていかないと、そこで

階段で転げ落ちた時に、誰が責任取るんだとかそういう方が出てくる可能性があるもので、私今言った建築基準法とかそういうものにちゃんと整合した形で、遊び場の部分も1メートル50センチ、幅も1メートル60センチというもので規格されたものなんですねというもので、そういう質問でやっているんですけども。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 幅につきましては、防災課長が答弁させていただきましたように、通常の物に比べて、要は2人並んでも3人並んでも行けるようにということで160ということで、普通よりも広くしてあります。それは避難、もともとの目的が避難をする、しかも1秒でも早くということですから、避難しやすいようにという配慮はさせていただいております。この真ん中のところでございますけども、本来であれば少しでも早く逃げていただきたいのでこのステップというかですね、踊り場的なものはいらないのかもしれませんが、やはり年配の方も多い地区でございますので、一息つけるようにということでここを設けさせていただきましたので、その建築基準法とか何とかというのに照らし合わせてこれだけあればいいという最低限で、もしやりますと、さっき言ったような160ではなくて100でいいとか90でいいとかいう話になりますから、皆さんの使い勝手のいいような配慮をしてこういう設計になっているというご理解をいただければと思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） この津波避難タワーの高さについて7メートルとしたのは、なぜなのかということと、この防火水槽の、容量を表すのに39トンで、トンで表しているんだけど、普通こういう容積とか容量を表すのはキュービックメーターと思うんだけど、そのへんはどうなんですか。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） まず津波避難タワーの高さでございますけども、以前全員協議会のほうでも少しお話をさせていただきましたが、国の交付金を申請する際に作成をしました津波避難対策緊急事業計画の中で津波浸水深が3メートル未満のものについては、高さを7メートル以上。津波浸水深が3メートル以上のものについては、11メートル以上の高さを確保するという承認を得ております。従いまして、安良里地区の津波避難タワーにつきましては、浸水深が1.89メートルでございますので、3メートル未満ということで、高さを7メートル以上という形にしております。

それから、防火水槽のトンで表すということなんですけども、消防庁の消防水利の基準というのに、防火水槽の規定がございしますが、そこに何トンという形で規定をしておりますので39トンという表記をしております。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 2点お聞きします。一つは契約書の写しがあるわけですが、これで契約書が3月2日に契約したことになっております。今日が13日でこの議案が私たちの手元に着いたのが12日、昨日になります。私達はこの中身も当然確認しなければならない訳ですので、2日と12日の間には10日も余裕があるわけですが、もっと早く出せなかったのかというのが1点とですね。この防火水槽ですけども、基礎と一体化としたコンクリート造りということですが、例えばFRPとかアルミ製とかというふうなものの選択肢はなかったのかお聞きします。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 1点目の資料の提出が遅いということで、うちのほうでこの資料を作るのに、いろいろ業者とやり取りあって作図が遅くなりました。私の手落ちです。申し訳ございませんでした。次からはもっと早くできるようにがんばりたいと思います。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 次に防火水槽の件ですけど、やはり下側の基礎の梁なんかと一体化して造ることにより、強度を持たせることもありますので、今回こういった設計といたしました。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） この防火水槽の基礎と一体化するというのはわかるわけです。例えばFRPにしてもアルミ製にしても当然下は架台で受けるわけですので、それが本体と一体になれば安全だろうと思うわけです。単価的なものがあつたというふうなことになるれば、それは了解するわけですけど、そのへんの検討はしたんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 単価的な計算というよりは、この避難タワーをそもそも造るというのは、そこに津波が到達する可能性があるので、逃げなければいけないということで、高さで

いうと1.8メートルの浸水深が発生するということになります。仮に物が水で上にあったとしてもですね、流される可能性も出てきますので、できれば津波の被害を受けても、こういった地盤と一体型になっていれば、それが生き残っている。そうすると最終的に復興等ですね、水がないわけですので、ここが残ってさえいればその水が確保できるというような側面もありますので、その強度的なものも踏まえてこういった工法を採用させていただいたと。FRPですと、もし何かあった時にというようなことが逆に考えられたので、消去法で削っていったというふうなご理解をいただければありがたいかなというふうに思っております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 私は今回の議案第25号に反対の立場で討論いたします。先ほどの質疑で明らかになりましたように、今回の入札の進め方は従来の慣例に従わず、当局の都合で該当業者に連絡なく変更をしております。また昨年末ぐらいには、もう次はどこだという情報も伝わっているように聞いております。該当、町内の該当業者が、同じスタートラインに立ってこの事業を開始されたとは認めがたく、不公平感もあり、競争原理を損なうものである。よって私はこの議案第25号について反対いたします。

○議長（山本智之君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 賛成討論をいたします。この施設は、町民待望の施設でございます。安良里地区にはこのような施設は今までのところないわけでございます。こうやって入札されたことによって、より早く施設ができるということは地域住民にとって大変安心、安全のための施設でございますので、早急に完成させることを目指して、本案に賛成いたします。

○議長（山本智之君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第25号 令和元年度安良里地区津波避難タワー及び防火水槽建設工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時30分

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第9、同意第2号 西伊豆町農業委員会の委員に占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 同意第2号 西伊豆町農業委員会の委員に占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合について

農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、西伊豆町農業委員会の委員に占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて議会の同意を求める。

令和2年3月13日提出

西伊豆町長 星野浄晋

同意の提案理由につきましては、西伊豆町農業委員会の委員の任命につきまして、認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合が過半数に西伊豆町の場合は満たないため、当該の割合を4分の1以上としたく、本同意案を提案するものでございます。

よろしくご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第2号 西伊豆町農業委員会の委員に占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合については、これに同意することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、同意2号は、同意することに決定しました。

◎同意第3～12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） お諮りします。日程第10、同意第3号 西伊豆町農業委員会委員の任

命についてから、日程第19、同意第12号、西伊豆町農業委員会委員の任命についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。

これに、ご異議はありませんか。

〔「意義なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、同意第3号 西伊豆町農業委員会委員の任命についてから、日程第19、同意第12号、西伊豆町農業委員会委員の任命についてまでを、一括議題とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） ただいま上程されました同意第3号から同意第12号西伊豆町農業委員会委員の任命についてまで、担当課長より一括で説明をいたしますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） それでは、同意第3号から同意第12号につきまして、説明させていただきます。お手元に配布いたしました説明資料をご覧ください。同意第3号から同意第12号までの10案件を一覧表にまとめたものです。

農業委員会委員の皆様の任期が令和2年5月15日をもちまして、満了となりますので、新たに任命をたく議会の同意を求めるものです。議件番号、氏名の順に読み上げますので、ご確認をお願いいたします。

同意第3号	ツチャ 土屋	ワタル 亘
同意第4号	ツチャ 土屋	コウジ 浩二
同意第5号	イソ 磯	キヨヒコ 清彦
同意第6号	サノ 佐野	ノボル 昇
同意第7号	フジイ 藤井	ケム 恵
同意第8号	ウエマツ 上松	シゲキ 茂樹
同意第9号	スダ 須田	ヨシミツ 美光
同意第10号	マツダ 松田	タカヒロ 貴宏
同意第11号	ツチャ 土屋	シュウサク 秀作

同意第12号 ハットリ 服部 シンイチ 信一

住所生年月日等詳細につきましては、資料に記載したとおりですので、ご確認をお願いいたします。

以上10名の皆様を任命したいものです。なお、委員の皆様全員が引き続き再任の提案になります。新たな任期は令和2年5月16日から、令和5年5月15日までの3年間となります。

以上説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

なお、質疑、討論、採決は議案ごとに行います。

これより、同意第3号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第3号 西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって同意第3号は、同意することに決定しました。

○議長（山本智之君） これより、同意第4号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第4号 西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって同意第4号は、同意することに決定しました。

○議長（山本智之君） これより、同意第5号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第5号 西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって同意第5号は、同意することに決定しました。

○議長（山本智之君） これより、同意第6号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第6号 西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって同意第6号は、同意することに決定しました。

○議長（山本智之君） これより、同意第7号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第7号 西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって同意第7号は、同意することに決定しました。

○議長（山本智之君） これより、同意第8号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第8号 西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって同意第8号は、同意することに決定しました。

○議長（山本智之君） これより、同意第9号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第9号 西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって同意第9号は、同意することに決定しました。

○議長（山本智之君） これより、同意第10号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第10号 西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって同意第10号は、同意することに決定しました。

○議長（山本智之君） これより、同意第11号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第11号 西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって同意第11号は、同意することに決定しました。

○議長（山本智之君） これより、同意第12号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第12号 西伊豆町農業委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって同意第12号は、同意することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論の省略、採決

○議長（山本智之君） 日程第20、発議第1号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書（案）を議題とします。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明及び意見書の朗読を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、提案理由の説明及び朗読を省略することに決定しました。

本案は全員が賛成者であるので、質疑・討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

従って、発議第1号は質疑・討論を省略し、採決します。

○議長（山本智之君） これより、本案を採決します。

発議第1号、新たな過疎対策法の制定を求める意見書（案）は原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（山本智之君） 日程第21、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（山本智之君）

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（山本智之君） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（山本智之君）

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（山本智之君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、令和2年第1回西伊豆町議会定例会を閉会いたします。

皆さま、ご苦労さまでした。

閉会 午前 11時49分